

地区人権教育推進協議会運営費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、人権教育を推進するため、教育行政区単位に設立された地区人権教育推進協議会（以下「協議会」という。）に対し、その運営費の一部にあてるため、毎年度予算の範囲内において、補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金交付の対象となる経費は、協議会の運営に必要な経費とする。

2 前項の運営の期間は、県会計年度とする。

(補助金の額)

第3条 1 協議会あたりの補助金の額は、事業に要する経費の1/2以内とし、その額は50,000円を限度とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、提出部数は、1部とする。

2 前項に定める申請書の提出期日は、別に通知するものとする。

3 規則第4条第2項に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定の通知等)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 知事は、本事業の円滑な実施を図るため必要があると認めたときは、概算払いをすることができる。

(交付決定後の内容変更承認事項)

第6条 交付決定後の内容変更は、知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する事項は、この限りでない。

(1) 補助金の額に影響を及ぼさない範囲での補助事業に要する経費の変更。

(2) 補助金の趣旨をそこなわない範囲での内容変更。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、提出部数は1部とする。

2 前項の報告書は、補助事業の完了後、速やかに提出しなければならない。

(確定通知書)

第9条 規則第14条の額の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(書類の整備等)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等の証拠書類を、整理保管しておかなければならない。

2 前項に定める帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第11条 補助事業者は、交付申請の際に別紙を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月2日から適用する。